

公益社団法人福島県畜産振興協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人福島県畜産振興協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、畜産経営の安定的向上と良質な畜産物の生産に貢献し、もって安全・安心な食料を安定的に供給することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 畜産に関する生産の振興及び経営技術の指導に関する事業
- (2) 畜産に関する調査・研究、情報の提供に関する事業
- (3) 畜産に関する技術・知識の普及啓発、畜産指導員の教育及び養成に関する事業
- (4) 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)に基づく生産者補給金の交付に関する事業
- (5) 肉用牛肥育経営の安定のための肥育牛補てん金交付契約の締結、生産者積立金の積立て及び肥育牛補てん金の交付に関する事業及びこれに附帯する事業
- (6) 家畜及び畜産物の価格安定等に関する事業
- (7) 家畜伝染性疾病の予防及び自衛防疫の推進に関する事業
- (8) 牧野、草地の維持管理指導に関する事業
- (9) 牛の凍結精液及び受精卵の供給に関する事業
- (10) 福島県家畜市場の管理運営に関する事業
- (11) 養蜂の振興及び家畜人工授精師の資質の向上等に関連する事業の受託
- (12) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、福島県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とす

る。

- (1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員 協会の事業を賛助する目的で入会した団体又は個人
(会員の資格の取得)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、次に掲げる書類を添付して会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 定款若しくはこれにかわる規程
- (2) 住所及び代表権を有する者の氏名を証明する書類
- (3) その他、協会が必要と認めた書類

2 入会は、総会（第11条に規定する総会をいう。以下同じ。）が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

3 会員は、入会申込書及びその添付書類に記載された事項に変更があった場合には、その内容を書面により会長に届け出なければならない。

(経費の負担)

第7条 協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、総会において特に承認されたものによっては、会費の納入を免除することができる。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成人被後見人又は被保佐人の宣言を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪の宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(任意退会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決に基づき、除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名が決議されたときは、その会員に対し、会長が本人に通知するものとする。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の掲げる事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事（以下「役員等」という。）の選任及び解任
- (3) 役員等の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 通常総会は、毎年3月及び6月に開催するほか、必要がある場合には開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 10分の1以上の議決権を有する会員は、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会長に総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会において出席した正会員又はその役職員の中から選任する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第18条 総会に出席することができない正会員は、法令の定めるところにより、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員のうちから総会において選出された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に記名、押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 協会に、次の役員を置く。

(1) 理事10人以上15人以内

(2) 監事1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長、1人を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 役員等は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、理事会の定めるところにより、協会の職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、協会の業務を掌理し、理事会の定めるところにより、その職務を代行する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の

執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期が満了するまでとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員等は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員等は、無報酬とする。ただし、常勤の役員等に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員等には、費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産)

第33条 協会の資産は、会員から拠出された金品、会費、負担金、補助金、助成金、手数料及び利用料等をもって構成するものとする。

2 事業預り金とすることを指定して拠出された資産及び理事会で定める事業預り金は、別に定める事業預り金管理規程をもって運用する。

(事業年度)

第34条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 協会の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更をする場合は、この限りでない。

3 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 役員等の名簿

(3) 役員等の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第37条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 協会は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法による。

第10章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第43条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要な職員を置く。

3 職員の任免は、会長が行う。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 補則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は、但野忠義とする。

3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款の一部変更は、平成25年10月10日から施行する。